



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ
代表者名 代表取締役会長 堀 紘一
(コード番号 4310 東証第一部)
問合せ先 執行役員 原田 哲郎
(TEL 03-5532-3200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更の件を平成 27 年 6 月 11 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことから、現行定款第 31 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>(監査役の責任免除) 第42条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第42条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 11 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 11 日(予定)

以 上